

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成25年3月4日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室
- 3 出席者（五十音順）

（委員）

五十嵐靖男，今井 攻，植木康夫，上原 徹，小川和弘，加島康宏，
小坂敏幸，都丸 晃，丸山和貴，宮崎重子（以上10人）

（説明者）

前橋家庭裁判所 上席裁判官 今井 攻
同 次席家庭裁判所調査官 山崎明郎

（事務担当者）

前橋家庭裁判所事務局長浅野一夫，首席家庭裁判所調査官山田 稔，首席書記官池ノ内潔，事務局次長佐藤雅史，総務課長佐藤 潔，総務課課長補佐中澤道夫

4 議事

- (1) 委員の交代について
- (2) 委員長の選任
- (3) 意見交換等

テーマ「家事調停について—調停の手続の流れを説明するに当たり、配慮すべき事項—」

ア 家庭裁判所からの説明

説明者から調停制度についての説明を行い、裁判所が作成しているパンフレット「調停のあらまし」について説明を行った。

イ 質疑応答

○ 相手方が調停に一切出てこない場合は、調停自体が成り立たないということでおよろしいのでしょうか。

- 相手方が出てこなければ話し合い 자체ができず、成立しないことになりますが、出頭してきてくださいという出頭勧告を行うこともあります。
- 調停制度について、パンフレットだけでは、やはり分からぬという感じを受けました。例えば、調停と裁判のそれぞれのプラスの面を比較するなどすれば、調停を利用する人が増えることもあるのかと思います。
例えば、会いたくない人と会わなければいけないのかというような不安があるかと思いますので、それらをパンフレットにQ&Aなどの形で載せて、利用を促進してもいいのかなとも感じました。
トラブルを抱えたときに、裁判以外の方法もあることを知らせて、調停を利用してみようとの気持ちになってもらう工夫が必要と思いました。
- 調停委員から調停の簡単な流れを説明することですが、文書とかパンフレットを示すことはないのでしょうか。
- 相手方にも情報を理解してもらって手続を進めましょうという家事事件手続法の趣旨にのっとって、手続を分かりやすく説明した書類を送り、それを調停期日にぜひ持ってきていただいて、それを見ていただきながら説明を聞いてくださいというような形で行っています。
- 説明の書面には、不成立の場合の説明もあるのですか。
- ございます。
- 早くすべきものは早くしたほうがいいのではないかと考えます。一方、じっくり頭を冷やして考えた方がいい事案の場合には、もっと間隔を開けるなど、ケース・バイ・ケースで対応すればいいと思います。
- 調停と裁判のどちらを選んだ方がいいのかというようなことをもっと説明したほうがいいのではないかとの感想を持ちました。
- 離婚については、調停前置主義といって、必ず調停をしなければならないのですが、そのような広報がなされているかということが、まさに本日の問題意識につながるのかもしれません。
- 対象がはっきりしていれば広報はしやすいでしょうが、一般的な広報の

場合、対象は広いほうがいいと考えます。

- 我々の窓口の中でもサポートの情報を提案したり、さらには司法へのアクセスの仕方を教えてりしてもいいのかなと思いました。

我々は、電話番号やカウンセリングの実施曜日などを書いた名刺サイズのものを渡しています。名刺サイズですと常に持ち歩けるからです。

- 調停手続を広報しなければいけないのかという点はどうでしょうか。
- 調停という仕組みがあることを頭のどこかに持っておいてもらい、いざその立場になったときに詳細な手続の紹介があればいいと思います。
- 行政機関がインターネット上にそのようなことに対応するワンストップの窓口を作ったら面白いと思います。
- 冊子を作っても関係のない人にとっては、余分な物を渡さないでほしいと思うのではないですか。一番重要なのは、支援する立場の人が調停の制度などを理解して、相談者にしっかりと説明できることだと思います。
- インターネットを参考にしている方もいます。自分の悩みを相談すると、「調停があるよ。」などと教えてくれる口コミサイトもあるようです。
- どうしても困ったときに案内していただければ十分だと思います。
- このパンフレットは、情報が入り過ぎているのかなという気がします。調停を利用したい人にすれば、ここまで情報は要らないと思います。

人それぞれにいろんなトラブルがあり、それぞれのトラブルごとに、調停やほかの制度の使い方のようなものが書かれている方が使いやすいという感じがします。

- 裁判所のホームページには、ある程度書いてあるのでしょうか、そういうのを見る知識さえあればいいのであって、どんどん調停を起こしなさいよという趣旨の広報は、多分、要らないのかなと思います。
- 時間的な流れの記載が必要かなと思います。
- 相手に情報が漏れてしまわないかとか、他方と一緒に場所にいなくてはいけないのかとか、そういった身辺の安全や精神的な安全感みたいな部分

をとても心配している方もいるのではないでしょか。そういうところもちゃんと説明できるようにしてほしいと思います。

- 家庭裁判所の窓口でも、実際に調停を利用しようとしている人からいろいろと聞かれていると思いますので、窓口の担当者から、よく聞かれる質問を出してもらい、それらを記載した方がいいのかなという気がします。
 - こういうものを作るときに、分かりやすさを重視するほうがいいのか、あるいは正確性を重視するほうがいいのかというところが出てきます。
 - 相談者とのやりとりの中で、聞かれたことに対して必要な情報を提供していくのでしょうかから、まずはどこへ行ったらいいのか、お金や期間がどのくらいかかるのかということくらいが分かればいいという感じがします。
 - 文書で説明されている部分が多いようですので、箇条書きとか、要約して短い文章を使った分かりやすさという点が必要かと思います。
 - パンフレットは、窓口の担当者を含めた利用者を対象として、一般県民の目線を重視して作成することになるのでしょうか。
手続説明のチャート図のようを作ることはどうでしょうか。
 - 正確だが細かすぎるよりも、二、三枚で、調停のことがある程度網羅されれば見やすいという気がしました。
 - 調停委員会の構成というようなことよりも、お互いに対面して、じかにやりとりをするのか、それとも、別々にやるのかというようなことを知りたいのではないでしょうか。
 - 手続を利用したいと思っている人への制度案内と具体的に申し立てた人に対して説明する部分とを分けてもいいのではないかと思います。以上
- (注) ○裁判所関係者以外の委員の発言
- 裁判所関係委員の発言